

足立区奨学金

返済支援助成

募集要項

令和6年度募集

足立区教育委員会
学校運営部学務課助成係

目次

1	制度概要	1
2	募集時期	2
3	募集人数・助成額	2
4	応募資格	3
5	提出書類	11
6	提出先	15
7	選考方法	15
8	採用候補決定通知	15
9	問い合わせ	15

足立区奨学金返済支援助成 令和6年度募集要項

1 制度概要

借りた奨学金の半額（上限100万円）を助成する制度です。学生時にお申し込みいただき、卒業してからの助成となります。

「応募要件」と「助成要件」があり、両方満たした場合に助成します。卒業してから3年後（社会人4年目）以降に助成するケースが大半です。

（1）応募要件

以下5点を全て満たしている場合に応募できます。

ア 指定の奨学金を借りている（または申請中）

- ① 東京都育英資金
- ② 日本学生支援機構第一種奨学金（※ 有利子である第二種は対象外）
- ③ 足立区育英資金貸付（※ 新規募集はしていません）

イ 生計維持者が足立区に6か月以上居住

ウ 以下の学校に在学（または入学予定）

- ① 高校分：学校教育法に規定する高等学校
- ② 大学分：確認大学等（大学、短期大学、専門学校【専門課程】）

※ いずれも二浪まで可

エ 学業成績5段階評価で3.5以上

オ 区の給付型奨学金・一部償還免除を受けていない

（2）助成要件

以下2点を満たした場合に助成します。

ア 正規の修業年限で卒業すること

※ 留学等学校が認めた休学期間は、正規の修業年限として考慮します。

イ 足立区に住民税を2年度分納税すること（卒業後10年以内）

なお、一番多いパターンは以下のとおりです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 社会人1年目は住民税非課税② 社会人2年目・3年目で納税（6月～5月の12ヶ月）③ 社会人4年目の5月に完納後、6月下旬以降助成の申請 |
|---|

2 募集時期

令和6年11月1日（金）～12月13日（金）

3 募集人数・助成額

（1）募集人数

ア 高校分10名

中学3年生～高校3年生時に申し込み

イ 大学分70名

高校3年生～大学4年生（医学部等は6年生）時に申し込み

※ 高校3年生の方は高校分・大学分両方お申し込みいただけます。
（高校分の奨学金を借りており、大学分の奨学金を借りる予定の方）

（2）助成額

対象の奨学金の借入総額の半額（上限100万円）を助成

- ① 借入総額が80万円の場合、半額の40万円を助成
- ② 借入総額が300万円の場合、上限の100万円を助成
→ 半額は150万円だが、上限を超えるため100万円の助成

※ 「足立区育英資金貸付」と「日本学生支援機構第一種奨学金」の両方を利用している場合、合算額で計算します。

4 応募資格（全て該当する方）

以下5点を全て満たす場合に応募できます。

- （1）指定の奨学金を借りている（または申請中）
 - ① 東京都育英資金
 - ② 日本学生支援機構第一種奨学金（※ 有利子である第二種は対象外）
 - ③ 足立区育英資金貸付（※ 新規募集はしていません）
- （2）生計維持者が足立区に6か月以上居住
- （3）以下の学校に在学（または入学予定）
 - ① 高校分：学校教育法に規定する高等学校等
 - ② 大学分：確認大学等（大学、短期大学、専門学校【専門課程】）
- （4）学業成績5段階評価で平均3.5以上
- （5）区の給付型奨学金・一部償還免除を受けていない

応募資格について詳しくは以下をご確認ください。

（1）指定の奨学金を借りている（または申請中）

次のいずれかの奨学金の貸付を受けている、または受ける予定（申請中）の方

高校分：① 東京都育英資金

大学分：② 日本学生支援機構第一種奨学金

③ 足立区育英資金貸付

※ 高校3年生の方で、東京都育英資金の貸付を受けており、日本学生支援機構の奨学金も受ける予定（申請中）の方は、高校分と大学分の両方にお申し込みいただけます。その場合は、申請書の裏面「5 奨学金借受状況」の欄に、高校分と大学分をそれぞれご記入ください。

(2) 居住要件

奨学金を借りている者の**生計維持者**が申請日において引き続き **6か月以上** 足立区に居住していること（奨学生本人の居住要件は問いません）。

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）になります。詳しい情報は日本学生支援機構のホームページに記載されている「生計維持者について」をご確認ください。

【日本学生支援機構 HP】

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html



【生計維持者の考え方について】

① 父母ともにいる場合	生計維持者
父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名） 無職無収入の場合でも生計維持者となります。
父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
あなたが結婚していて、父母と戸籍も住所も分かれているが、父母から学費や生活費の援助を受けている	

② 父母が離婚調停中	生計維持者
あなたが未成年で、父母が離婚調停中	父母（2名） 無職無収入の場合でも生計維持者となります。
あなたが成年で、父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない）	あなたの生活を支援する父または母（1名）

③ 父母が離婚	生計維持者
父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居する父又は母（１名）
あなたが未成年で、父母が離婚しており、親権のない父又は母と同居している	父母（２名） 親権者は生計維持者となります。
父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（２名） 再婚には事実婚も含みます。

④ 父母どちらか又は両方と死別、 または意識不明	生計維持者
父又は母と死別（再婚していない）	左記に該当しない父又は母（１名）
あなたが未成年で父母と死別し、未成年後見人となった祖父又は祖母と生活している	祖父又は祖母（１名） 祖父母２名と生活している場合であっても、主に生計を維持しているどちらか１名となります。
父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族 支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している１名となります。
父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（１名） 意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含みません。

⑤ あなたが生計維持者となる場合 （独立生計者）	生計維持者
社会的養護を必要とし、１８歳になる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた	あなた（１名）
あなたが結婚しており、あなたが配偶者を扶養している	

(3) 以下の学校に在学（または入学予定）

次のいずれかに入学予定または在学していること（進学先未定でも可）。

- ① 高校分：学校教育法に規定する高等学校等
- ② 大学分：確認大学等（大学、短期大学、専門学校【専門課程】）

確認大学等とは国または地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校です。文部科学省ホームページでご確認ください。

【文部科学省ホームページ】

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



【高校等への入学時期について】

中学校等を卒業した日の属する年度の末日から初めて高等学校等へ入学した日までの期間が 2年を経過していない人（2浪まで可）

（令和5年3月末卒業の場合、令和7年4月1日までに入学した人が対象）

【大学等への入学時期について】

高等学校等を卒業した日の属する年度の末日から初めて大学等へ入学した日までの期間が 2年を経過していない人（2浪まで可）

（令和5年3月末卒業の場合、令和7年4月1日までに入学した人が対象）

(4) 成績要件

申し込み時までの成績が平均 3.5以上 (5段階評価)

ア 成績の期間について (申込時の学年別)

- (例1) 中学3年生 : 中学1年生から2年生までの成績
(例2) 浪人生 (高校進学予定) : 中学3年間の成績
(例3) 高校1年生 : 中学3年間の成績
(例4) 高校2年生 : 高校1年生の成績
(例5) 高校3年生 : 高校1年生から2年生までの成績
(例6) 浪人生 (大学進学予定) : 高校3年間の成績
(例7) 大学1年生 : 高校3年間の成績
(例8) 大学2年生 : 大学1年生の成績

イ 成績の換算について

成績の換算方法については、以下の表を参考にしてください。

※ 単位不認定、不合格については1点とします

※ 評価不能な科目については計算から除外します。たとえば、評価が「認定」か「不認定」だけの場合は換算できないため除外します。

【3段階評価】

3段階	換算評価
3/S	5
2/A	3
1/B (不合格)	1

【4段階評価】

4段階	換算評価
4/S	5
3/A	3.67
2/B	2.33
1/C (不合格)	1

【5段階評価】

5段階評価	換算評価
5/S/秀	5
4/A/優	4
3/B/良	3
2/C/可	2
1/D/ (不合格)	1

【6段階評価】

6段階	換算評価
6/S	5
5/A	4.2
4/B	3.4
3/C	2.6
2/D	1.8
1/E (不合格)	1

【7 段階評価】

7 段階	換算評価
7/S	5
6/A	4.33
5/B	3.67
4/C	3
3/D	2.33
2/E	1.67
1/F (不合格)	1

【8 段階評価】

8 段階	換算評価
8/S	5
7/A	4.43
6/B	3.86
5/C	3.29
4/D	2.71
3/E	2.24
2/F	1.57
1/G (不合格)	1

【9 段階評価】

9 段階	換算評価
9/S	5
8/A	4.5
7/B	4
6/C	3.5
5/D	3
4/E	2.5
3/F	2
2/G	1.5
1/H (不合格)	1

【10 段階評価】

10 段階	換算評価
10/S	5
9/A	4.56
8/B	4.11
7/C	3.67
6/D	3.22
5/E	2.78
4/F	2.33
3/G	1.89
2/H	1.44
1/I (不合格)	1

【11 段階評価】

11 段階	換算評価
11/S	5
10/A	4.6
9/B	4.2
8/C	3.8
7/D	3.4
6/E	3
5/F	2.6
4/G	2.2
3/H	1.8
2/I	1.4
1/J (不合格)	1

【例 1】 5 段階評価の場合

5 段階評価	換算評価	科目数	評価×科目数
5/S/秀	5	12	(5 点×12 科目=)60
4/A/優	4	6	(4 点×6 科目=)24
3/B/良	3	2	6
2/C/可	2	2	4
1/D/不可 (不合格)	1	1	1
合計		23	95
平均			(95 点÷23 科目=) 4.1

「評価×科目」の合計 95 点 ÷ 23 科目 = 4.1

※ 4.13 の小数点第二位を四捨五入

GP や点数評価でなく、
「S,A,B…等の何段階評価か」で判定します

【例 2】 8 段階評価の場合

8 段階	GP	評価	換算評価	科目数	評価×科目数
S	4.0	100～90	5	9	(5 点×9 科目=)45
A+	3.5	89～85	4.43	10	(4.43 点×10 科目=)44.3
A	3.0	84～80	3.86	3	11.58
B+	2.5	79～75	3.29	4	13.16
B	2.0	74～70	2.71	2	8.13
C+	1.5	69～65	2.24	2	4.48
C	1.0	64～60	1.57	1	1.57
F (不合格)	0	59～0	1	1	1
認定・不認定	なし	なし	なし	関係なし	関係なし
合計				33	129.22
平均					(129.22 点÷33 科目=) 3.9

「評価×科目」の合計 129.22 点 ÷ 33 科目 = 3.9

※ 3.91 の小数点第二位を四捨五入

【質問1】 次のように成績をつけているが、どのように計算すべきか。

S:100～90点 A:89～80点 B:79～70点 C:69～60点

D:59～0（不合格／単位不認定） E:評価不能（評価が「認定」か「不認定」だけ）

【回答1】 5段階評価で換算（S:5、A:4、B:3、C:2、D:1、Eは除外）

- ・ Dは不合格/単位不認定で、1点として計算する。
- ・ Eは評価不能のため除外する。

→ 評価がつくS、A、B、C、Dの5段階で換算を行う。

【質問2】 次のように成績をつけているが、どのように計算すべきか。

S:100～96点 A:95～80点 B:79～70点 C:～60点

D:59～0（不合格／単位不認定） E:評価不能（評価が「認定」か「不認定」だけ）

※ 質問1との違い：S、Aの点数幅が異なる。

【回答2】 5段階評価で換算（S:5、A:4、B:3、C:2、D:1、E:除外）

- ・ 点数幅はあるが評価不能以外のS～Dで評価する。

【質問3】 成績は単位数と科目数どちらで計算すべきか。

【回答3】 科目数で計算する。

例えば次の場合は3科目で計算する。

科目	単位数	成績（5段階評価）
数学Ⅰ A	2単位	成績5
数学Ⅱ B	2単位	成績3
英語	1単位	成績1

5点+3点+1点=9点 → 9点÷3科目=3点となる

※ 9点÷5単位ではない

5 提出書類

以下4点をご提出ください。

- (1) 足立区奨学金返済支援助成候補者申請書
- (2) 成績等を証明する書類（学校発行の成績証明書・調査書等）
- (3) 令和6年度住民税課税証明書（※ 該当者のみ）
- (4) 奨学金を申請・決定している証明

【申請書はこちらからダウンロードできます】

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/gakumu/k-kyoiku/shochu/h30shogakukinhensai.html>



(1) 足立区奨学生候補者申請書

「記入例」を参考に以下の内容について記入してください。

- ア 申請者（学生本人）の情報
- イ 生計維持者の情報
- ウ 志望校（入学予定校）
- エ 家族状況
- オ 奨学金借入状況
- カ 進学をした（希望する）理由

(2) 成績等を証明する書類（学校発行の成績証明書・調査書等）

在学する学校（浪人生は卒業校）の成績証明書を提出してください。「成績証明書」という名称に限りません。客観的に成績が分かる書類を添付してください。

【成績等を証明する書類の提出について】

- ① 高校の証明書類は開封せずに郵送または窓口持参
- ② 大学・専門学校等で成績がネット等で通知される場合は、画面のハードコピーで可。

（※ 成績、学生氏名、学校名、成績評価基準の記載のあるページ）

※ いずれも必ず申請書類とあわせてご提出ください。

(3) 令和6年度住民税課税証明書（被扶養者を除く本人・生計維持者全員分）

ただし、令和6年1月1日時点で足立区に住民登録があり、住民税の申告をしている場合は不要です。なお、住民税の申告をしていない場合は審査ができませんので、ご承知おきください。

※生活保護受給中の方は、原則「生活保護受給証明書」をご提出ください。

令和6年1月1日時点で足立区に住民登録していましたか？

はい

いいえ

令和6年1月1日の住民登録地で所得金額・扶養人数が記載されている証明書【令和6年度住民税課税証明書等】をご提出ください

次のいずれかに該当しますか？

- ① 給与所得者（会社員、パート、アルバイト等）の方で、勤務先から足立区に給与支払い報告書が提出されている。
- ② 公的年金受給者である。
- ③ 上記①②以外の方で、確定申告、または住民税の申告が済んでいる。
- ④ 上記①②③に該当する方の「税法上の扶養」になっている。

はい

いいえ

税証明の提出は不要です。

税務署で確定申告を行ってください。
または、区役所課税課で、住民税の申告を行ってください。

(4) 奨学金を申請・決定している証明

申込時点 の学年	高校分の申込	大学分の申込
中学校 3 年生 区立中学校に在学	証明書は不要	×
中学校 3 年生 区外の中学校・ 私立中学校に在学	東京都育英資金採用候補 者決定通知書の写し	
高校 1、2 年生	東京都育英資金貸付決定 通知書の写し	×
高校 3 年生	東京都育英資金貸付決定 通知書の写し	日本学生支援機構第一種奨学 金採用候補者決定通知書の写し
大学生等	×	日本学生支援機構第一種奨学 金奨学生証の写し

※ 貸付金決定通知書や奨学生証等は在 schools を通じて配布されます

今後のスケジュールについて

No.	実施主体	実施内容	時期
1	申請者	申請書（一式）を提出 ※書類審査あり	12月13日まで
2	学務課	採用・不採用の結果を通知	3月上旬
3	採用候補者	以下の書類を提出 （１）新１年生の方 ① 進学届（区の様式） ② 進学先が分かる書類 ③ 提出票（区の様式） ④ 奨学生証の写し （２）在学の方 進級報告書（区の様式）	3月末まで ※③、④は7月末まで
4	学務課	卒業証明書等の提出を依頼	卒業する年度末
5	採用候補者	以下２点を提出 ① 卒業証明書 ② 奨学金借入総額の証明等	卒業する3月末まで
6	学務課	今後の手続きについて通知	5月頃
7	採用候補者	住民税“納税”証明書２年度分を提出 ※ 完納したことがわかるもの	卒業後10年以内 毎年4～9月受付
8	学務課	借入総額の半額を助成 ※ 上限100万円	随時

6 提出先

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館5階
足立区教育委員会 学務課助成係 育英資金担当

(1) 窓口で提出する場合

締切日（12月13日金曜日）の午後5時まで（厳守）

(2) 郵送で提出する場合

締切日（12月13日金曜日）必着

【注意事項】

- ア 期限後に到着した書類は受け付けられません。締切日が近い場合は、窓口での申請をお願いします。
- イ 書類が期日までに提出されても、不備があり、訂正等が期日までにできない場合は、申し込みを受け付けることができません。
- ウ 郵送事故等ご不安な方は、簡易書留やレターパック等送付記録が残る郵便種別で送付してください。郵送事故であっても期限後の申請は受け付けません。
- エ 郵送料は、ご本人負担でお願いいたします。
- オ 申請書類は返却できません。

7 選考方法

書類による選考のうえ、足立区育英資金審議会の審議を経て決定します。

8 採用候補決定通知

令和7年3月上旬（予定）
採用候補者となった場合はすぐに「合格通知」等をご提出いただきます。

9 問い合わせ

足立区教育委員会 学務課助成係 育英資金担当（足立区役所南館5階）
TEL 03-3880-5977（直通）